基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十一年十一月二十六日を基準日と定め、同日午後六時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を五株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十一年十月二十六日

東京都港区白金台一丁目一番六号

株式会社銀英

代表取締役　長谷　集資

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十一年十一月十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十一年十二月十日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十一年十月二十六日

佐賀県鳥栖市藤木町五番地の四

株式会社ミズホメディー

代表取締役　唐川　文成

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十一年十一月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

平成二十一年十月二十六日

東京都文京区湯島三丁目二六番九号

株式会社柴田書店

代表取締役社長　土肥　大介

合併につき株券等提出公告

当社は、日本紙パルプ商事株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年四月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十一年十月二十六日

東京都中央区勝どき三丁目一二番一号

ＪＰ総合開発株式会社

代表取締役　関口　幸雄

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社福岡シティクラブと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十一年十二月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十一年十月二十六日

福岡市博多区住吉一丁目二番八二号

ジー・エイチ福岡株式会社

代表取締役　藤木　辰正

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である都築建三が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十一年十月二十六日

神奈川県川崎市多摩区登戸二六四五番地早川荘一〇六

ケーズィー・トレイディング・コーポレーション

日本における代表者　都築　建三

限定承認公告

本籍神奈川県大和市西鶴間三丁目五番、最後の住所神奈川県大和市西鶴間三丁目五番一八―四〇一号　被相続人　亡　奈良　博

右被相続人は平成二十一年七月七日死亡し、その相続人は平成二十一年十月六日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月二十六日

東京都八王子市緑町三五三番地五五

相続財産管理人　大丸　衣子

金融商品取引業に係る事業の全部の譲渡の公告

当社は、あすかアセットマネジメント株式会社（所在地東京都千代田区内幸町一丁目三番三号）に対して当社の金融商品取引業に係る事業の全部を譲渡することにいたしましたので、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、当社は投資運用業及び投資助言・代理業を行うものであるところ、右事業譲渡による移管に同意される顧客との取引は右事業譲受会社に全て承継される予定であり、また、当社から顧客への返還を要する財産はありません。

右事業譲渡の効力発生日は、平成二十一年十一月二十七日です。

平成二十一年十月二十六日

東京都千代田区内幸町一丁目三番三号

あすかアセットマネジメントリミテッド

日本における代表者　谷家　衛

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき、優先資本金の額を金八十八億二千七十万円減少し、発行済優先出資十七万六千四百十四口を一口に対して金五万円をもって有償消却することとしましたので（優先出資の消却に要する金額は金八十八億二千七十万円である。）、この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

尚、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十一年八月十九日付官報の号外第一七六号九十五頁に掲載されています。

平成二十一年十月二十六日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

プロロジス大阪2特定目的会社

取締役　堤　一浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金四十二億四千二百九十五万円（Ａ号優先出資につき二十一億二千七百二十五万円、Ｂ号優先出資につき二十一億一千五百七十万円）減少することにいたしました。消却に要する金額は四十二億四千二百九十五万円です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年三月二十六日

掲載頁　一八九頁（号外第六十一号）

平成二十一年十月二十六日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

ケーエージー・シックス・インベストメント特定目的会社

代表取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百十条に基づき、優先資本金の額を一億二千万円減少して二十七億一千六百五十万円とし、発行済優先出資総口数五万六千七百三十口のうち二千四百口を一口に対して五万円をもって有償消却することにいたしました。消却に要する金額は一億二千万円です。

効力発生日は平成二十一年十一月三十日であり、平成二十一年十月二十一日に取締役の決定をしております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年十月十六日

掲載頁　一二五頁（号外第二二一号）

平成二十一年十月二十六日

東京都千代田区永田町二丁目一二番四号

特定目的会社四谷イースト

取締役　須貝　信

正　誤

平成二十年八月二十六日法務省告示第三百九十一号（日本国に帰化を許可する件）

（原稿誤り）

二ページ二段終りから二行目から一行目までを削除する。

平成二十一年十月五日法務省告示第四百六十号（同）

（原稿誤り）

二ページ一段終りから九行目から八行目までを削除する。

同月六日法務省告示第四百六十三号（同）

（原稿誤り）

四ページ二段終りから一〇行目から九行目までを削除する。

同月七日法務省告示第四百六十四号（同）

（原稿誤り）

三ページ四段終りから四行目から三行目までを削除する。

同月八日法務省告示第四百七十一号（同）

（原稿誤り）

二ページ二段終りから九行目から八行目までを削除する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十月二十六日付第二二七号

一二八ページ●同日付政府調達第一九六号四〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）